

平成12年度 熊本県のチックス株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算
入 歳

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額
1 水 保 濟 堆 積 汚 泥 処 理 事 業 費		811044000	811042676	811042676	0	0	-1324	0
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	811044000	811042676	811042676	0	0	-1324	0
2 チ ッ ス の 貸 付 費		652292000	652290338	652290338	0	0	-1662	0
	1 諸 収 入	652292000	652290338	652290338	0	0	-1662	0
3 水 保 濟 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		205383000	205381394	205381394	0	0	-1606	0
	1 繰 入 金	205383000	205381394	205381394	0	0	-1606	0
4 支 援 措 置 費		7323074000	7321674593	7321674593	0	0	-1399407	0
	1 国 庫 支 出 金	5853333000	5853332048	5853332048	0	0	-952	0
	2 繰 入 金	7741000	6342545	6342545	0	0	-1398455	0
	3 県 債	1462000000	1462000000	1462000000	0	0	0	0
歳 入 合 計		8991793000	8990389001	8990389001	0	0	-1403999	0

熊本県のチックス株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

歳 出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
1	水保済堆積汚泥処理事業費	2385706000	2385704582	0	1418	1418
	1 公債費	2385706000	2385704582	0	1418	1418
2	チツソ貸付費	3675263000	3675261057	0	1943	1943
	1 公債費	3675263000	3675261057	0	1943	1943
3	水保・高北地域振興基金貸付費	1255700000	1255699423	0	577	577
	1 公債費	1255700000	1255699423	0	577	577
4	水保病問題解決支援財団支出費	205383000	205381394	0	1606	1606
	1 公債費	205383000	205381394	0	1606	1606
5	支援措置費	1469741000	1468342545	0	1398455	1398455
	1 環境費	1462000000	1462000000	0	0	0
	2 公債費	7741000	6342545	0	1398455	1398455
	歳 出 合 計	8991793000	8990389001	0	1403999	1403999

歳 入 差 引 残 額
う ち 歳 出 基 金 繰 入 額
翌 年 度 へ 繰 越 額

な し 0 円
平成13年12月5日提出
熊 本 県 知 事 義 子

熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

細 則 依 拠

熊本県公安委員会規則第2号

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 14年 3月 20日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則

風俗営業等法令事務取扱規則（平成 13年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 規則第 14条第 1項の規定による法人の分割を承認する旨の通知は、分割承認通知書（別記様式第4号の3）、同条第2項の規定による法人の分割を承認しない旨の通知は、分割不承認通知書（別記様式第4号の4）により行うものとする。

第7条第1項中「第 31条の 9 第 1項」の次に「、同条第 2項」を加え、「第 31条の 10」の次に「、第 31条の 14 第 31条の 15 第 31条の 19第 1項、第 31条の 20」を加え、「第 35条の 3 第 1項、同条第 2項」を「第 35条の 2、第 35条の 4 第 1項、同条第 2項」に改め、「及び同条第 4項」の次に「並びに熊本県少年保護育成条例（昭和 46年熊本県条例第 30号。以下「条例」という。）第 12条の 10第 1項」を加え、「又は別記様式第 9号の 2」を「、別記様式第 9号の 2、別記様式第 9号の 3 又は別記様式第 9号の 4」に改め、同条第 2項第 4号中「第 31条の 9 第 1項」の次に「、第 31条の 14 第 31条の 19第 1項」を加え、「第 35条の 3 第 1項」を「第 35条の 4 第 1項」に改め、「指示」の次に「並びに条例第 12条の 10第 1項の規定による措置命令」を加え、同項第 6号を同項第 7号とし、同項第 5号を同項第 6号とし、同項第 4号の次に次の 1号を加える。

（5）法第 3条の 9 第 2項の規定による勧告にあっては、法第 3条の 8 第 5項の規定を遵守していないと認めるに足る調査関係書類

第7条第3項第2号中「第 31条の 9 第 1項」の次に「、第 31条の 14 第 31の 19 第 1項」を加え、「第 31条の 3 第 1項」を「第 35条の 4 第 1項」に改め、同項第 5号中「店舗型性風俗特殊営業」の次に「及び法第 31条の 15第 1項の規定による店舗型電話異性紹介営業」を加え、同項第 6号中「店舗型性風俗特殊営業」の次に「及び法第 31条の 15第 2項の規定による店舗型電話異性紹介営業」を加え、同項第 8号中「無店舗型性風俗特殊営業」の次に「、法第 31条の 20の規定による無店舗型電話異性紹介営業」を加え、「第 35条の 3 第 1項」を「第 35条の 4 第 2項」に改め、同項第 10号を同項

第 11号とし、同項第 9号を同項第 10号とし、同項第 8号の次に次の 1号を加える。

（9）法第 31条の 9 第 2項の規定による自動公衆送信装置設置者に対する勧告は、勧告書（別記様式第 17号の 2）

第7条第3項に次の 2号を加える。

（12）法第 35条の 2の規定により特定性風俗物品販売等営業を停止する場合は、営業停止命令書（別記様式第 19号の 2）

（13）条例第 12条の 10第 1項の規定による措置命令は、広告物等措置命令書（別記様式第 19号の 3）

第7条中第 4項を第 5項とし、第 3項の次に次の 1項を加える。

4 条例第 12条の 10第 7項に規定する証票は、警察手帳規則（昭和 29年国家公安委員会規則第 4号）に規定する警察手帳とする。

第8条の次に次の 1条を加える。

（自動販売機による利用カード販売の届出等）

第9条 条例第 12条の 5 第 1項の規定による届出は、自動販売機による利用カード販売届出書（別記様式第 22号）により行うものとする。

2 前項の自動販売機による利用カード販売届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）自動販売機の設置場所付近の見取図

（2）自動販売機により利用カードの販売を行う者の住民票の写し（法人にあっては、その法人の登記簿の謄本）

（3）自動販売機を設置しようとする場所の使用に係る権原を証する書類

3 条例第 12条の 5 第 2項の公安委員会規則で定める事項は次に掲げる事項とし、同項の規定による表示は、表示票（別記様式第 23号）により行うものとする。

（1）自動販売機により利用カードを販売する者の氏名又は名称及び住所

（2）自動販売機により利用カードを販売する者が法人にあっては、その代表者の氏名

（3）自動販売機の設置年月日

4 条例第 12条の 5 第 3項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による届出は、自動販売機による利用カード販売届出事項変更・廃止届出書（別記様式第 24号）により行うものとする。

なお、氏名、住所及び法人の代表者の変更の届出については、当該変更内容を証する書類を添付しなければならない。

（1）自動販売機により利用カードの販売を行う者の氏名（自動販売機により利用カードの販売を行う者の交代による氏名の変更を除く。）又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 自動販売機の設置場所の名称

(3) 自動販売機の機種

(4) 販売する利用カードに係るテレホンクラブ等営業の名称又は呼称及び電話番号

5 第1項及び前項の届出書は、正副2通とし、当該自動販売機の設置場所を管轄する警察署長を経由しなければならない。

別記様式第4号の2の次に次の2様式を加える。

別記様式第4号の3

熊公 第 号

分割承認通知書

分割により風俗営業を
承継させる法人

分割により風俗営業を
承継する法人

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日付けで申請のあった分割による風俗営業者の地位の承継については、これを承認するので通知する。

年 月 日

熊本県公安委員会

